

「令和4年度茨城県食品衛生監視指導計画（案）」に関する意見募集結果について

令和4年6月 日
茨城県保健医療部生活衛生課
食の安全対策室

県では、「令和4年度茨城県食品衛生監視指導計画（案）」に関して、令和4年4月25日（月）から令和4年5月8日（日）まで、広く県民の皆様からご意見を募集いたしました。

この度、寄せられた意見の概要及びそれらに対する県の考え方を下記のとおり取りまとめましたので公表いたします。

なお、寄せられましたご意見につきましては、取りまとめの都合上、趣旨を要約のうえ、類似の内容を集約させていただいております。また、掲載は本計画内容と直接関係する部分に限らせていただきましたが、その他の意見についても、今後の施策の参考として承りましたので、ご了承ください。

今回、ご意見をお寄せいただきました皆様方に厚くお礼を申し上げますとともに、今後とも県の食品衛生行政の推進にご協力賜りますようお願い申し上げます。

1. 実施状況

（1）募集内容

「令和4年度茨城県食品衛生監視指導計画（案）」に関するご意見

（2）募集期間

令和4年4月25日（月）から令和4年5月8日（日）まで

（3）公表資料

「令和4年度茨城県食品衛生監視指導計画（案）」

（4）公表方法

茨城県ホームページ【生活衛生課食の安全対策室＞意見募集等について】

（5）提出方法

電子メール、ファクシミリ、郵送

（6）結果の公表

茨城県ホームページ

【生活衛生課食の安全対策室＞食品の安全に関する県の取組み＞茨城県食品衛生監視指導計画】

（7）ご意見の提出状況

①ご意見の提出数 5件（団体2件）

②意見等の数 32件

2. ご意見の概要とそれらに対する県の考え方

区分	ご意見の概要	県の考え方
1 趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	
2 監視指導計画 (3) 監視指導の実施 機関について	<p>保健所では、計画（案）に触れられている通り、諸法令に基づく監査指導や食中毒予防の対応などに係る重要な役割を担っています。しかし、新型コロナウイルス感染症の対応などの業務が集中し、業務負担が増大していると思われます。2022年4月から新食品表示基準が施行され加工食品に原料原産地の表示が義務化されました。引続き、保健所の監視指導業務の維持・推進のために体制の強化をお願いします。</p>	<p>ご助言ありがとうございます。 食品衛生行政（監視指導、食中毒対策等）に必要な人員体制の確保に努めます。</p>
(5) 監視指導 ・試験検査の実施に関する 基本方針について	<p>県民が県に対する食の安全対策への要望は、輸入食品の安全性確保が第1位となっています。国に対して輸入食品の安全性確保の充実と強化を要望いただくとともに、県内に流通する輸入食品収去検査の強化を引き続き進めていただきたい。また、食品事業者が食品衛生法上の規則や責務の理解を深め、自ら輸入食品等の安全性確保に努めて法令違反を減らせるよう指導をお願いします。</p>	<p>ご指摘のとおり、いばらきネットモニターアンケート等における県民の食の安全対策に対する要望では、例年「輸入食品の安全性確保」が一位となっております。 また、平成30年度の食品衛生法の改正により HACCP に沿った衛生管理が制度化されたことから、食品等事業者に対し衛生管理の向上のための取組みを実施するよう国や必要に応じて農林水産部局とも連携を図りながら指導していきます。</p>
3 立入検査	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	
4 食品等の試験検査	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	

<p>5 重点監視指導項目 (2) 製造段階、加工段階及び調理段階における充填監視指導事項</p>	<p>HACCP に沿った衛生管理については、引続き事業者の実情や扱う食品の特性を踏まえ、技術支援や実現可能な方法で円滑に導入されるよう進めていただくことを要望します。HACCP の考え方を取り入れた衛生管理法など事業者への助言、指導をお願いします。</p>	<p>食品等事業者が食品衛生上の危害要因を正しく認識し、一般衛生管理に加え HACCP に沿った衛生管理を適切に実施できるよう、支援していきます。 また、(公社)茨城県食品衛生協会と連携し、HACCP に取り組む事業者を支援するため、「いばらきハサップ認証事業」を引き続き実施します。</p>
<p>6 食品表示の適正化の推進</p>	<p>・特になし</p>	
<p>7 計画の実施状況の公表及びリスクコミュニケーションの推進 (1) 計画策定に係るリスクコミュニケーションについて</p>	<p>食品衛生・食の安全施策をすすめるには、行政・食品事業者、消費者(消費者団体)などがそれぞれの立場から考えることが必要です。双方向のリスクコミュニケーション、意見交換会(オンライン)の機会を増やすことを要望します。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 消費者及び事業者を含めた県民の皆様との意見交換会、リスクコミュニケーションの促進を図ってまいります。</p>
<p>(4) 県民への食品衛生に関する情報提供</p>	<p>消費者教育の一環として、県民に対して食の安全に関する衛生知識の普及啓発の取り組みは、積極的に進めてください。 家庭内での食の安全安心を図るために、消費生活センターや食生活改善推進委員、消費者団体などとも連携し、周知を図っていただくようお願いします。</p>	<p>家庭における食中毒発生を未然に防止するため、消費者に対する教育活動を関係機関と連携して行っていきます。</p>
<p>(6) 県民及び食品事業者からの食品等の安全性に関する相談等に対する対応について</p>	<p>2023 年春ごろから東京電力福島第一原発の処理水海洋放出が計画されています。海洋放出となれば風評被害は発生し、茨城県の沿岸漁業にも影響が考えられます。科学的・学術的見識に基づき、県民が正しく理解をして安心して茨城県の魚や水産加工品を食べられるよう、国をはじめ各機関と連携を</p>	<p>県内の農林水産物の放射性物質対策については、茨城県食の安全・安心確保アクションプランにおいても放射性物質の検査やリスクコミュニケーションの推進として目標となっていることから、各機関と連携して科学的根拠に基づいた正確な情報提供に努めます。</p>

	取り、情報提供をすすめてください。	
8 一斉取締り	・特になし	
9 違反を発見した場合の対応	・特になし	
10 食中毒等健康被害発生時の対応	いわゆる健康食品やサプリメントは、インターネット販売などで手軽に購入できることもあり、医薬成分を含むいわゆる健康食品接種による健康被害事例は後を絶ちません。指定成分等含有食品だけでなく、新たな成分含有食品にも注視していただくようお願いします。また、県民に対する注意喚起情報として県からも適時に情報発信をお願いします。	いわゆる健康食品による健康被害発生時は、原因究明等の調査を迅速に行い、厚生労働省に対し調査結果を報告するとともに、必要に応じ公表を行います。
11 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の指導	・特になし	